

「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」実施要領細則

1 実施団体の登録申請

実施要領に規定する登録申請は次により行う。

(1) 登録申請の方法・時期

本課程を実施しようとする年度が始まる前（1月末日）までに別紙様式1の書類を運営委員会に提出するものとする。

(2) 登録申請時の提出資料

職場内研修実施法人は、登録申請にあたり、以下の資料を添付するものとする。

ア. 法人概要（社会福祉法人にあっては、社会福祉法人現況報告書、社会福祉法人以外の法人にあっては社会福祉法人現況報告書に準ずる情報）

イ. 次年度事業計画

(3) 定員規模について

本課程の研修プログラムは、10人以上の受講者による集合形態で実施するものとする。

2 実施団体の登録

運営委員会は、登録申請内容が実施要領の定める要件に適合すると認められた場合は、実施団体名簿に当該団体名を登載し各実施団体に周知する。

3 指導者養成研修会、フォローアップコース及び教歴者コースについて

(1) 指導者養成研修会等の実施

中央福祉学院は指導者養成研修会を毎年度実施する。フォローアップコース及び教歴者コースについては、実施団体における講師の確保状況等を勘案して実施する。

(2) 受講申し込み

ア 指導者養成研修会等の受講申し込みは、実施団体（実施団体登録申請中の団体を含む）の推薦により行うものとする。

イ 定員を超える受講申し込みがあった場合は、実施団体のうち都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関である団体からの推薦による受講申し込みを優先する。

ウ 実施団体登録申請中の団体からの推薦による受講申し込みについては、当該団体の実施団体登録申請が認められなかった場合には、受講が認められないものとする。

4 指導者名簿の作成について

中央福祉学院は、本研修課程を円滑に進めるため、指導者養成研修会等を修了して指導者になった者のうち、推薦実施団体以外の実施団体が実施する研修会の講師を務めることができる指導者の名簿を作成し、実施団体に周知する。

5 ワークシート及び指導の手引きについて

中央福祉学院は、最新の「ワークシート」及び「指導の手引き」を中央福祉学院ホームページに掲載するものとする。指導者は最新のワークシート等を入手し使用するものとする。

6 「生涯研修課程（旧課程）」修了者による本課程の受講について

実施要領2.（2）の『生涯研修課程（旧課程）』を修了した者は、本課程の該当コースを修了したものとみなすことができる」との規定に関して、旧課程を修了したことの証明は、旧課程を受講した実施団体の修了証又は修了証明書により行うものとする。

7 修了の要件等について

（1）事前課題の提出

実施要領4. 1. に規定する事前課題の提出について、本課程を3日間以上の日程で実施し、かつ標準研修プログラムに規定する時間より長い時間をかけて標準テキストに係る学習を実施する場合には、事前課題の提出があったものとみなすことができるものとする。

（2）面接授業への出席

実施要領4. 2. に規定する条件とは、各プログラムの学習時間数の2/3以上を受講することをいう。

8 修了証及び修了者台帳について

（1）修了証

修了証には、①研修実施団体名、②研修会名、③研修階層名、④研修会実施年度（又は、研修実施日若しくはその両方。）、⑤受講者氏名、⑥生年月日、⑦修了証発行日を記載するものとする。

ただし、上記に更に項目を加えることは実施団体の判断によるものとする。

（2）修了者台帳

ア 記載事項

実施団体は、修了者台帳に、修了証に記載した事項を修了者ごとに記載し保存するものとする。

イ 保存期間

実施団体は、修了者台帳を実施団体として登録されている間及び実施団体の登録を終えてから 10 年間は保存するものとする。

9 実施報告書及び実施計画書の提出について

- (1) 実施団体は、別紙様式 2-2 に基づき、前年度の実施報告書を翌年 5 月末までに運営委員会に提出すること。
- (2) 実施団体は、別紙様式 2-3 に基づき、当該年度の実施計画書を当該年度 5 月末までに運営委員会に提出すること。

(付則)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 28 年 3 月 23 日 一部改正・同日施行)
(平成 30 年 2 月 1 日 一部改正・同日施行)
(平成 30 年 11 月 27 日 一部改正・同日施行)